

## 「金融検査に関する基本指針（案）」の策定について

検査を取り巻く状況を見ると、主要行の不良債権問題が平成 17 年 3 月期までの半減目標の達成に向けて、順調に低下している状況下において、「金融改革プログラム」にみられるように、金融行政は転換を迎えつつある。すなわち、同プログラムでは、「金融システムの安定」を重視した金融行政から、「金融システムの活力」を重視した金融行政へ転換を図り、利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムを、「官」の主導ではなく「民」の力によって、実現するよう目指すこととされている。

こうした中で、金融行政の重要な一翼を担う検査が、今後、どのような機能を発揮すべきかは、重要かつ緊急の検討課題である。金融庁検査局は、本基本指針（案）の検討に際し、検査の「原点」をもう一度見直し、そのプロセスを総点検することから、作業を始めた。

(注) この検討に当たり、金融庁検査局において、17 回にわたりワーキンググループによる検討が行われた。

その結論は、今後、新たに展開される金融情勢の下において、各金融機関の経営実態を的確に把握し、そのリスクや問題点を適切に指摘するための金融検査が、引き続き、有効かつ効果的に機能するためには、以下の点を重視した運用が求められるということである。

(1) 検査の具体的な実施手続を明確化し、そのプロセスの予測可能性等を高める必要がある。

この観点から、本基本指針（案）では、例えば、

- ① 検査当初において検査官が金融機関に説明すべき重要事項の明示
- ② 立入検査中の重要な指摘・確認における書面の利用（書面主義）
- ③ 審査の標準処理期間（3ヶ月）の設定

といったことを盛り込んでいる。

(注) こうした観点等から、更に、検査モニター制度や意見申出制度の運用改善を図ることとしている。

(2) 検査の運用に当たっては、各金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けた取り組みを促進することに配慮する必要がある。

このため、本基本指針（案）では、例えば、

- ① 金融機関との間における「双方向の議論」を重視した検証
- ② 金融機関の内部監査の活用方法の明示
- ③ 内部管理態勢等のプロセス・チェックに重点

といった点を盛り込んでいる。

(3) オンサイトの検証は金融機関に大きな負担を伴うおそれがあり、現場において確認する必要性の高い事項に焦点を絞りつつ、効率的に実施する必要がある。

このため、検査の有効性を維持しつつ、その効率化をすすめ、金融機関の負担軽減に努めていく観点から、本基本指針（案）では、例えば、

- ① オフサイト・モニタリングの情報の有効活用
- ② 検証において、原則として、金融機関の既存資料を活用
- ③ 電子媒体の利用や資料備え置きの特許

といったことを盛り込んでいる。

(4) 「民」の活発な金融機能の展開の結果生じる、新たなリスクや経営実態に的確に対応して、適切な検査が実施できるよう態勢を整備する必要がある。

このため、金融庁及び財務局が一体となって、検査官へのサポート体制の充実や人材育成等に取り組む必要がある、この点を本基本指針（案）に明示している。また、こうした各金融機関の健全性確保は一人検査部局により達成されるものではない。本基本指針（案）では、監督部局との有機的連携を図りつつ、的確かつ効果的な検査の実施に努めることも明示している。

上記のスタンスに基づき、金融庁検査局は、本基本指針（案）を検討・作成したところである。